

令和2年2月12日受理した隠岐の島町職員措置請求について、地方自治法第242条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を下記のとおり公表します。

令和 2年 3月31日

隠岐の島町監査委員 嶽野正弘

同 池田信博

記

1 請求書の受理

令和2年2月12日

2 請求の内容

請求人が提出した「隠岐の島町職員措置請求書」による主張事実及び措置請求（以下「本件請求」という。）は、次のとおりである。

(1) 「請求対象者は隠岐の島町長」

隠岐の島町長は2019年12月9日開会の隠岐の島町議会に隠岐の島町公共牧野賃借料未払に係る遅延利息891,000円を2019年度一般会計補正予算に計上した。賃借料等の遅延利息については「地方自治法243条の2」及び国家賠償法第2条第1項、2項でその対応が規定されている。地方自治法243条の2は第1項で会計管理者もしくは会計管理者の補助する職員等は故意または重大な過失（現金については故意または過失）により損害を生じた場合は損害を賠償しなければならない。また国家賠償法第1条第1項で他人に損害を与えた場合は国、公共団体は、これを賠償する責に任ずる、第2項では「他に損害の原因について任ずべき者があるときは、国または公共団体は求償権を有する」としている。本事案は隠岐の島町財務規則に違反をしており隠岐の島町が賠償責任として「遅延利息」を支払うことは不当である。

(2) 「いつ、どのような財務会計行為か」

平成22年度から平成30年度の9年間で隠岐の島町公共牧野賃借料10,800,000円、遅延利息891,000円を2019年度一般会計補正予算に計上、2019年12月17日隠岐の島町議会は賛成多数（反対2名）で可決した。（1）で指摘しているように本事案は隠岐の島町財務規則第48条で支出負担行為は財政

担当課長の認証を受け、かつ、支出負担行為差引簿に登録を受けたのちでなければ支出できない、としている。特に平成 27 年度は当配当 5,233,000 円に対して 1 件 7,800 円しか支出負担行為（兼命令）が行われていない。これは担当者、農林水産課長、財政担当課長の重大な過失であり、地方自治法第 243 条の 2 及び国家賠償法第 1 条第 2 項に該当し損害賠償に該当すると思料するので遅延利息を町が予算計上したことは不当である。

(3) 「違法、不当の理由」

(2) で記述の通り本事案の延滞利息は隠岐の島町財務規則に規定されている負担行為を怠っていることは明らかで担当者、担当課長、財務担当課長の重大な過失である。したがって地方自治法第 243 条の 2 及び国家賠償法第 1 条第 2 項の規定に該当すると思料するので町が延滞利息を予算計上したことは不当である。

(4) 「損害の内容」

「遅延利息」890,700 円は町が担当職員等に損害賠償を請求する事案であり町の補正予算に計上し納税者負担は不当である。したがって損害は「遅延利息」890,700 円である。

(5) 「損害請求」

重大な過失を犯した職員等が損害賠償する事案であるので町長に対して速やかな損害賠償の請求を求める。

3 監査の実施

1) 監査の期間

令和 2 年 2 月 12 日(受理日) から 令和 2 年 3 月 24 日

2) 監査の方法

地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づく監査委員監査による

3) 監査対象事項

平成 22 年度から平成 30 年度までの公共牧野用地賃借料の支払いに関する一連の事務

4) 監査対象課

農林水産課、総務課、財政課

4 監査結果

監査委員は本件請求を受理した後、確認した事実関係に基づき協議を行ったが、最終的に意見の一致をみることができず、法第 242 条第 8 項の規定による合議が調わなかったため、監査の結果について決定を成し得なかった。